

宇治市 上下水道だより

令和8年8月15日
宇治市上下水道部発行
〒611-8501 宇治琵琶33
TEL 0774-22-3141(代表)

上下水道をご利用いただいている皆様へ（料金改定のお願い）

近年、全国各地で老朽化した上下水道管の破損事故が発生しています。宇治市においても、上下水道施設、特に水道管の老朽化が進行しており、早急な対策が必要となっています。

安全な水道水を確実に持続的に供給するため、これからもスピード感を持って老朽管の更新・耐震化に取り組んでまいりますので、料金改定についてご理解下さいますようお願いいたします。

下水道使用料は
改定しません。

◎ 水道料金を26%改定します(平均改定率)

現行料金

令和8年10月（12・1月検針分）から

新料金

一般的な家庭 での料金

(試算条件)

- ・口径 : 20mm
- ・使用水量 : 30m³

2か月分
5,053 円

基本使用料 : 2,574円(税抜2,340円)
超過使用料 : 2,479円(税抜2,254円)

2か月分
6,382 円

基本使用料 : 3,256円(税抜2,960円)
超過使用料 : 3,126円(税抜2,842円)

国からの補助金を活用し、基本使用料を減免

令和8年度の1年を通して
水道料金の基本使用料を減免します

実質支払い額
2か月分
3,766 円
基本使用料 : **1,287**円 ← **50%減免**
超過使用料 : **2,479**円

実質支払い額
2か月分
3,940 円
基本使用料 : **814**円 ← **75%減免**
超過使用料 : **3,126**円

(12・1月検針分)

実質支払い額
2か月分
4,754 円
基本使用料 : **1,628**円 ← **50%減免**
超過使用料 : **3,126**円

(2・3月検針分)

◎ 新たな料金体系に移行します

現在の「用途別」は水道水を普及させることを目的としており、普及が進んだ現在においてはその目的は達成されました。令和8年10月から大量に水道を使用する方には、水道施設へ負荷がかかる分に応じた料金をご負担いただく「口径別」に移行します。

「用途別」料金体系

※用途により料金が異なる

- ・家庭用
- ・営業用
- ・官公署、学校用
- ・工場、事業所用

現行

「口径別」料金体系

用途によらず、
口径の大きさに決まります。

(口径の大きさの確認方法や、新料金表は裏面へ)

令和8年10月
(12・1月検針分)
から

・ 料金体系の移行にともなう緩和措置について

一般的な家庭への負担増を抑えるため、以下の条件すべてに当てはまる方は令和8年10月からの新料金において、20mmの口径を使用しているものとみなします。

- ※ ・ 家庭用で使用している方
- ・ 口径が25mm以上

- ・ 令和8年9月30日以前から継続して給水契約をしている方
- ・ 令和7年度の月平均使用水量が原則100m³以下

こんな方はお届けください

家庭用以外の用途（工場や事業所、店舗等）で使用していた方が、現在は廃業等により居住専用で使用されている場合は、料金改定前に家庭用への用途変更を届け出ることで上記の緩和措置の適用を受けることができます。

口径	基本使用料 基本水量：～16m³	超過使用料 / 1m³あたり					
		17～40m³	41～80m³	81～120m³	121～200m³	201～2000m³	2001m³～
13 mm	2,940 円	203 円	247 円	262 円	286 円	391 円	417 円
20 mm	2,960 円						
25 mm	4,500 円						
40 mm	11,040 円						
50 mm	18,360 円						
75 mm	39,600 円						
100 mm	69,200 円						
125 mm	110,580 円						
150 mm	155,340 円						

※浴場営業用・臨時工事用の料金は上表とは異なります。
改定後の料金については市ホームページで確認、またはお問い合わせください。

◎ **水道事業に関するQ&A**

Q **なぜ、料金改定が必要なの？**

A 水道施設の老朽化が進み漏水等が発生すると、水道水の供給ができなくなる可能性があります。引き続き安全で安心な水道を利用いただけるよう、老朽化した水道管の更新・耐震化に取り組むため、今回の改定へご理解をお願いいたします。

Q **水道管の老朽化の状況は？**

A 市内には約700kmもの水道管があり、そのうち約3割が法定耐用年数（40年）を超えています。今後はその割合がさらに増加する見込みです。これからも安心して水道をお使いいただくため、計画的かつスピード感を持って水道管の更新・耐震化に取り組みます。

Q **料金改定後の最初の支払日はいつですか？**

A 宇治市では検針を偶数月と奇数月の2地区に分けて行っており、地区によりお支払い日(口座引落とし日)が異なります。

	偶数月 の検針地区	奇数月 の検針地区
お支払い期限 (口座引落とし日)	1月15日 納付書は12月末に送付	2月15日 納付書は1月末に送付
使用月	10・11月の2か月分	11・12月の2か月分
検針月	12月	1月

二次元コードを読み取り、口径等を入力することで、水道料金のシミュレーションができます。

Q **「口径」とは？**

A 水道メーターを通る管の太さのことで、蛇口の数など使用する水の量により口径の大きさが決まります。口径は市が発行している水道料金の明細で確認できます。

Q **口径別の料金体系に移行することで負担は増える？**

A 一般的な家庭では口径別の料金体系移行による負担は増えません。
工場や事業所などで大きな口径を使用されている場合は、負担が増える可能性があります。

新しい水道管を設置している様子



水道料金の確認はコチラ



▼ 市発行の水道料金明細

水道ご使用量のお知らせ

水栓番号	地区整理番号	
ご使用人名		
設置場所		
戸数	口径	用途
検針日	検針日	検針日
今回の検針 (1)		m³
前回の検針 (2)		m³
メーター取替時の使用量 (3)		m³
今回の使用量 (1) - (2) + (3)		m³
検針額		
検針受託会社		
電話		